

株式会社 まご心

デイサービスセンターまごの手

介護予防・日常生活支援総合事業

第一号通所事業【介護予防通所介護相当事業】

運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社まご心が開設するデイサービスセンターまごの手（以下「事業所」）が行う介護予防通所介護相当事業（以下「事業」）は、要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所介護相当事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービス提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) デイサービスセンターまごの手
- (2) 所在地 青森県青森市大字油川字柳川54番8
(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務1名：相談員、介護職員と兼務)
管理者は、介護予防通所介護相当事業計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、介護予防通所介護相当事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名(常勤兼務2名：管理者、介護職員と兼務1名、介護職員と兼務1名)
生活相談員は、生活指導その他の介護予防通所介護相当事業の提供に当たる。
- (3) 看護職員 1名(非常勤専従1名) ナースステーションまごの手と連携
看護職員は、看護及び健康管理に当たる。
- (4) 機能訓練指導員 1名(非常勤専従1名)
機能訓練指導員は、生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練に当たる。
- (5) 介護職員 6名{常勤専従4名、常勤兼務2名(管理者、相談員と兼務1名、相談員と兼務1名)}
介護職員は、介護その他の介護予防通所介護相当事業の提供に当たる。

(6) 調理員 2名 (非常勤専従)

調理員は、調理業務に当たる。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、日曜日及び8月13日から8月15日、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時45分から午後4時15分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、18人とする。

(介護予防通所介護相当事業の内容)

第7条 この事業所が行う介護予防通所介護相当事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活上の支援、生活行為向上の支援

(2) 運動器の機能向上支援

(3) 栄養改善支援

(4) 口腔機能向上の支援

(5) 健康状態の確認

(6) 送迎

(7) 給食サービス

(8) 入浴サービス

(利用料その他の費用の額)

第8条

1 介護予防通所介護相当事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護予防通所介護相当事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

2 加算

・サービス提供体制加算 I …要支援 1 : 88 円(1割) / 要支援 2 : 176 円(1割)

※2割 : 要支援 1…176 円 / 要支援 2…352 円

※3割 : 要支援 1…264 円 / 要支援 2…528 円

・科学的介護推進体制加算…40 円

・介護職員等処遇改善加算 I … (基本サービス費+各種加算) ×9.2%

3 前項の他、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食事代 500 円 (おやつ代を含む)

(2) おむつ代 紙おむつ (フラットタイプ) 40 円/枚 リハビリパンツ 100 円/枚 尿取りパット
30 円/枚

(3) 日常生活費 歯ブラシなどの日用品は持参する。

(4) 外出時の費用、及びサークル活動の材料費 実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、青森市全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条

- 1 利用者及びその家族は、利用契約にあたって次のことを遵守し、誠実に履行するものとする。
- 2 契約の締結において、利用者の心身の状況及び病歴等により、適正なサービスの提供が損なわれる恐れがある場合は、必ず事業者に届け出るものとする。
- 3 利用者が故意又は重大な過失により、施設、設備等を滅失、破損した場合は、速やかに弁償するものとする。
- 4 サービス事業者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行ってはならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 介護予防通所介護相当事業に当たる従業者は、現に介護予防通所介護相当事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 消防法に施行規則第3条に規程する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規程する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、同法に定める資格を有する者を定め、火元責任者を置く。
- (2) 始業時、就業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

- (3) 非常災害用の設備点検は、保守点検業者に委託する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 火災、地震等が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (5) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実地する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火、通報、避難）・・・・・・年1回以上。
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・年1回以上。
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・随時。
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(衛生管理等)

第13条

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 当該介護予防通所介護相当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(苦情相談について)

第14条 サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記窓口で対応することとする。

- ・担当：代表取締役 大山 由紀子
- ・電話：017-763-2320 FAX：017-763-2321
- ・受付時間：午前8時～午後5時（事業所定休日を除く）

2 当事業所以外に、下記機関で苦情や相談を申し立てることができる。

「指定基準に関する相談等」青森市福祉部介護保険課：017-734-5257

受付時間：午前8時半～午後6時 ※土、日、祝を除く

「サービスに関する相談等」青森市福祉部高齢者支援課：017-734-5326

受付時間：午前8時半～午前6時 ※土、日、祝を除く

「サービスに関する苦情申し立て」

青森県国民健康保険団体連合会介護保険課：017-723-1336

受付時間：午前8時半～午後5時 ※土、日、祝を除く

(事故発生時の対応)

第15条 サービス提供中に事故が発生した場合、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター等及び青森市等へ連絡を行う等、必要な措置を講じる。

(虐待防止について)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第17条

- 1 介護予防通所介護相当事業に当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業者は、従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

附 則

この規程は、令和6年6月1日改定